



COVID-19 関連法令 (五)

関連租税措置のまとめ

新型コロナウイルス(COVID-19)の影響を受け、すでに政府は以下を含む多くの租税措置を制定しています。1.納税の延期又は分割納税の申請、2.隔離又は検疫を受けた場合の財政部公告の適用による申告・納税期間の延長、3.従業員の防疫隔離休暇時に支払った給与費用の倍額控除、及びその他支援措置に関する要点のまとめは以下の通りです。

1.納税の延期又は分割納税の申請

適用期間

2020年1月15日から2021年6月30日

適用状況

納税義務者(営利事業者、個人)は新型コロナウイルスの影響を受け、以下の状況のいずれか1つがあり、規定期限までに納税出来ない場合、最長1年の納税の延期、又は最長3年の月ごとの分割納税を申請することができ、利息は免除される。

営利事業者

- 中央目的事業主務機関から「嚴重特殊伝染性肺炎による隔離及び検疫期間の防疫補償規則」及び「嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例」(以下、関連法令)に基づき、関連措置を受けた。
- 短期における売上高が急減した。(例:2020年1月からいずれかの連続2ヶ月における平均営業額が2019年12月より前の6ヶ月又は前年同期平均営業額に比べ15%以上減少した)

個人

- 中央目的事業主務機関から関連細則に基づき、関連措置を受けた。
- 勤務先事業が新型コロナウイルスの影響を受け、労行政主務機関に無給休暇の実施を届出した。
- その他新型コロナウイルスの影響を受けた。(例:減給、自己都合以外の離職又は労働日数が当月の本来の労働日数の1/2以下となった月が2ヶ月に達する)

適用手続

規定の納税期間において、申請書及び関連証明書類を税務当局に提出し申請する。

注意事項

納税の延期又は分割納税の承認を受け、いずれかの回の税金を期限までに納付しない場合、税務当局は10日以内に一括納税するよう未納税額通知を発行する。

2. 財政部の公告適用による申告納税期間延長

適用期間

2020年3月から5月に課徴される税金

適用状況

個人、事業責任者、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人が、申告納付期間中に隔離又は検疫を受けた場合、以下の申告納税期間の延長を適用することができ、利息は免除される。

国税

- 営利事業所得税及び個人所得税確定申告: 6月30日まで延長
- 営業税、貨物税、たばこ酒税、特種貨物及び役務税: それぞれ3月31日、4月30日及び6月1日まで延長
- 毎月の源泉徴収税の納税: それぞれ3月31日、4月30日及び6月1日まで延長
- 非居住者に所得を支給した際に申告納付する必要がある源泉税: 20日間延長
- 営利事業所得税決算、清算、特殊会計年度確定申告及び中間納付申告、及び個人房地一所得税申告: 30日間延長

地方税

- 家屋税: 6月30日まで延長
- 車両鑑札使用税: 6月1日まで延長

適用手続

事前の申請は不要。申告時に主務機関発行の隔離治療通知書、隔離通知書又は検疫通知書等の関連証明書類を添付する。査定により課徴される税金に属する場合、上記の証明書類を添付し、税務当局に納税期間の延長を申請する。

注意事項

適用者が申告・納税期限延長期間の満期時になお隔離治療を受けている場合、その申告・納税期限は隔離治療終了日の翌日から20日間延長することができる。

3. 従業員の防疫隔離休暇時に支払った給与費用の倍額控除

適用期間

2020年1月15日から2021年6月30日

適用状況

従業員の以下の防疫休暇期間において、営利事業者が支払った給与、俸給、賃金及びその他業務に従事し得られる経常性給与

- 従業員が各級衛生主務機関から隔離又は検疫の認定を受け取得した防疫隔離休暇
- 各級衛生主務機関から隔離又は検疫の認定を受けた隔離者や検疫者で、自身で生活が出来ない家族の介護のために従業員が取得した防疫隔離休暇
- 従業員が中央流行疫情指揮中心指揮官による対応処理指示のため取得する休暇

適用手続

所得税申告時に規定フォームに記入し、以下の書類を添付する。

- 各級衛生主務機関より発行した従業員又は被介護者の隔離又は検疫証明書類。または中央流行疫情指揮中心指揮官による対応処理指示のための休暇取得証明書類
- 従業員休暇(防疫隔離休暇)申請書、休暇記録又はその他証明書類
- 給与金額証明
- 防疫休暇期間に支払った倍額控除が適用される給与の計算明細表

注意事項

- 所得額はゼロを限度に減額する。計算した所得額がマイナスになる場合、倍額控除は適用できない。
- すでにその他の法律規定による租税優遇(例: 研究開発支出の投資控除優遇)が適用されている場合、重複して適用することができない。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

台北市信義路5段7号68F
Tel :02 8101 6666
Fax:02 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号
Tel:03 579 9955
Fax:03 563 2277

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F
Tel :04 2415 9168
Fax:04 2259 0196

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F
Tel :06 211 9988
Fax:06 229 3326

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6
Tel : 07 213 0888
Fax: 07 271 3721

日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先(日本語対応可能)

台北事務所

Tel :02 8101 6666(代表)
Fax:02 8101 6667

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号:02337
E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号:02587
E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号:02909
E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号:06195
E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門(記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号:00584
E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門(会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号:02340
E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号:16991
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号:17640
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

home.kpmg/tw/jp

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.